

# 協働と参加 情報共有で まちづくり

18



PEOPLE

「江南市市民自治に

よるまちづくり

基本条例」の中心

その13

国や他の地方公共団体との

連携、条例内容の検証

第8章（第24条）は、広域事務処理や大規模災害時における必要な相互応援などのために、国や他の団体と連携、協力することが示されています。

また、最終章である第9章（25条）では、条例の見直しに関する事項が示されています。

第25条 国及び他の

地方公共団体との連携

執行機関等は、共通する地域課題を解決するための施策の実施、効率的かつ効果的な行政経営のための広域にわたる事務処理、大規模災害時の

相互応援等について、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。住民の生活圏などの広がりや、大規模災害の発生時の対応など、市単独で解決し難しい課題への対応に向けては、国や他の地方公共団体と連携、協力することを求めています。

第26条 条例内容の検証

市は、必要に応じて、市民参加のもとに、この条例と社会情勢の適合性等の検証をするための組織を設置します。2 市は、前項に規定する検証の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講じます。市を取り巻く社会・経済環境などの変化に応じ、必要に応じて、市民参加の下に、条例の検証を行うことを執行機関等に求めています。検証結果によっては、条例の改正など適切な措置を講じることとしています。

問合せ 地域協働課（内線3

23）